○環境省告示第八十一号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第一条の六第三項の規定に基づき、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月五日

環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

○　窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十五号）　（抄）

改正後

一～三　（略）

別表第一

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位一リットルにつきミリグラム）				備考
		(1)		(2)		
		(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	
（略）						
七	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	三〇	四〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、二〇とする。
（略）						
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	二〇	三〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、二〇とする。
（略）						
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	九五	一〇	三五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、一二〇とする。
（略）						
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、二〇とする。
（略）						
二八	米菓製造業	一五	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、三〇とする。
（略）						

改正前

一～三　（略）

別表第一

整理番号	業種その他の区分	窒素含有量（単位一リットルにつきミリグラム）				備考
		(1)		(2)		
		(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	
（略）						
七	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	三〇	四〇	一〇	二〇	
（略）						
一〇	魚肉ハム・ソーセージ製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
（略）						
一八	しょう油・食用アミノ酸製造業	二五	一二〇	一〇	三五	
（略）						
一九	うま味調味料製造業	二〇	三〇	一〇	二〇	
（略）						
二八	米菓製造業	一五	三〇	一〇	一五	
（略）						